

新潟市認定調査従事者研修実施要領

1 目 的

認定調査に従事する者が要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識，技能を修得及び向上させることを目的とする。

2 研修の構成

介護保険課又は区役所健康福祉課（以下，実施機関という）が実施する研修をもって認定調査従事者研修とする。

3 研修の種類（対象者）

（１） 新規研修

新規に新潟市の認定調査に従事する者及び認定調査に従事することが予定される者。

（２） 現任研修

既に認定調査に従事している者であって，実施機関が必要と認める者。

（３） 再任研修

新潟市の認定調査の従事から離れた後，再び認定調査に従事する者及び従事することが予定される者。

4 研修内容及び研修方法

新規研修については，次の（１）～（５）のすべてについて研修を実施する。

現任研修については，次の（３），（４）のうち必要な項目について研修を実施する。

再任研修については，次の（１）～（４）について研修を実施する。

なお，新規研修と再任研修の共通部分について，同時に実施することは差し支えな

い。

(1) 要介護認定等に関する基本的な考え方について

要介護認定等に関する手続きの一連の流れ、要介護認定等基準の基本的な考え方、介護認定等基準時間の設定方法、一次判定の基本的考え方、二次判定の方法とその基本的考え方等について講義方式によって実施する。

(2) 認定調査に当たっての事務的な留意事項について

認定調査の性格、調査員の要件、認定調査に関する不服・不満及び認定調査に当たっての留意事項等について講義方式により実施する。

(3) 認定調査の実施方法 について

認定調査に関する総括的な留意事項及び調査方法、個別項目に関する定義、調査上の留意点及び選択肢の判断基準、認定調査票の記入方法等について講義方式によって実施する。

(4) 事例検討

調査結果を記載する際に判断に迷った場合の記載の仕方

特記事項の適切、不適切な記載の仕方

同一の高齢者について複数の認定調査員が実施した調査結果の比較

(5) 新潟市介護保険システムの端末操作等について

新潟市介護保険システムを用いた各種帳票（申請書、認定調査票、主治医意見書、その他）の用紙印刷及び読込操作、市からの各種情報の受信手順等必要な操作手順、及びその他認定調査に付随する取扱業務について、パソコン端末を用いて実施する。

5 過去に認定調査に従事したことのある者の取り扱い

(1) 新潟市で従事したことのある者

新潟市で要介護認定等の調査に従事した者が離職後概ね 6 ヶ月以内に再び本市の認定調査に従事する場合は、再任研修の受講を免除することができる。ただし、離

職後に国の認定調査要綱等が改正された場合は，必要に応じて再任研修を受講するものとする。

(2) 他市町村で従事したことのある者

他市町村において要介護認定等の調査に従事した者が離職後概ね 6 ヶ月以内に本市の認定調査に従事する場合は，新規研修のうち 4 (5) の内容を受講する。ただし，離職後に国の認定調査要綱等が改正された場合は，必要に応じて新規研修の他の内容についても受講するものとする。

6 研修実施上の留意点

(1) 講師

新潟市職員その他認定調査に関する知識・経験を有すると実施機関が認めた者とする。

(2) 研修課程標準時間目安

新規研修

合計 6 時間以上を目安とする。

現任研修

合計時間は特に定めず，必要に応じて開催する。

再任研修

合計 4 時間以上を目安とする。

(3) 個人情報の保護

事例を用いる場合は，個人情報の保護に十分留意する。

7 研修の修了について

本研修の新規研修，現任研修，再任研修のいずれかの全課程を受講した者を本研修の修了者とする。

8 研修修了者名簿について

(1) 研修修了者名簿の作成

実施機関は、新規研修、現任研修、再任研修の別に修了者について、名簿を作成する。

(2) 研修修了者名簿の提出及び管理

区役所健康福祉課は、研修終了後、別紙認定調査従事者研修修了者名簿を介護保険課に提出し、介護保険課は、研修修了者名簿を新規研修、現任研修、再任研修の別に名簿を管理し、必要に応じ県又は他市町村に情報提供するものとする。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。